

# ランドソリューション通信

2015年11月号

特集：特定有害物質に塩化ビニルモノマーが追加されます

## 土壌汚染対策法、施行後初の物質追加！

※環境大臣の省内諮問機関である中央環境審議会の土壌農薬部会土壌制度専門委員会（第3回）が平成27年9月24日に開催され、土壌汚染対策法の特定有害物質（現行25物質）に新たに『**塩化ビニルモノマー**』を追加すること、その基準等が決定されました。

さらに、この決定（第2次報告案）についてパブコメ募集が実施されています（10月9日～11月9日）。

### 塩化ビニルモノマーって何？

A：別名クロロエチレン。  
塩素とビニル基からなる揮発性の有機化合物で、ポリ塩化ビニル（つまり塩ビ管です！）や塩化ビニル系重合樹脂の原材料として広く使われています。

発がん性ありとして1970年代以降WHOからもマークされていますが、廉価で安定性が高いため需要が多く、現在も国内生産は続けられています。



### 基準はどうなるの？

A：地下水環境基準（0.002mg/L以下）などを参考に、土壌汚染対策法では

◎土壌溶出量基準：0.002mg/L以下

◎地下水基準：0.002mg/L以下

◎第二溶出量基準：0.02mg/L以下

となる見込みです。

第一種特定有害物質

（揮発性有機化合物＝VOCs）に分類され、土壌含有量基準は設定されません。

調査方法は他の第一種特定有害物質と同じく土壌ガス調査からはじめます。



### どうして追加することになったの？

A：実は水質汚濁防止法では平成16年に要監視項目になっており、土壌汚染対策法がこれに追随したのです。平成21年に地下水環境基準が設定されたのを機に土壌汚染対策法の改正検討が始まりました。

（昨年3月に1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準が見直しとなり<0.02mg/L以下>から<0.1mg/L以下>になったのもこの流れです）

### いつ、追加されるの？

A：中央環境審議会の答申を受け、環境大臣が承認することにより、正式決定となります。おそらく今年度中に省令が公布される見込みです。

影響が大きいと予想されるので、**公布から1年間の準備期間**が設けられ、その後に施行される予定です。



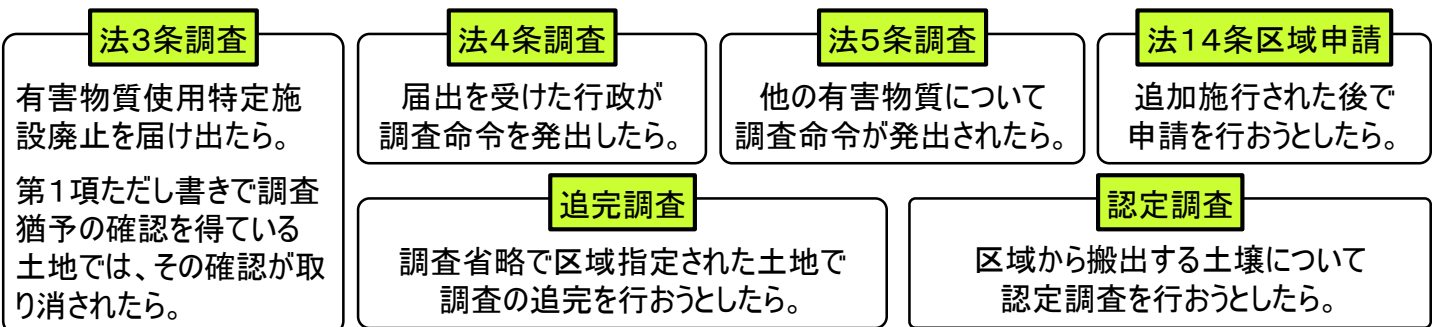
平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されて以来、はじめての物質追加であります。新しい物質追加で、これまで調査の必要がなかった土地にも調査義務が生じることに。

また塩化ビニルモノマーは、既存の特定有害物質であるテトラクロロエチレンやトリクロロエチレンなどが分解することでも生成されます。つまり、これら上位の物質の取扱履歴がある土地では、**塩化ビニルモノマーそのものの取扱履歴がなくても調査する必要があるのです。**

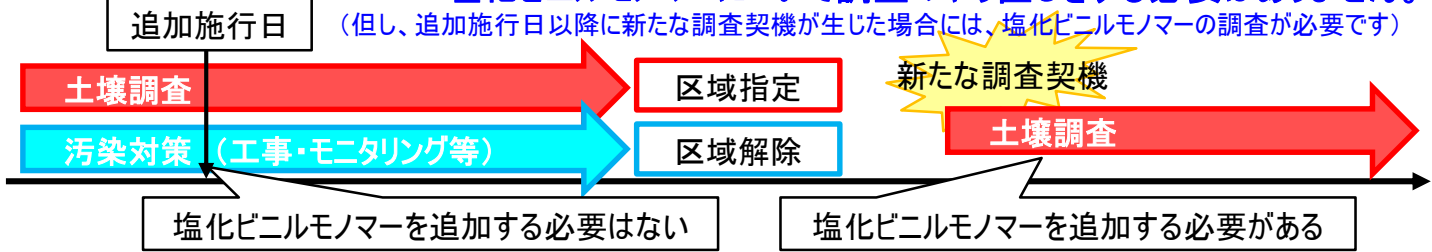
**制度運用上の留意点をまとめてみました ⇒ ウラ面へGo！**

※※不動産市場のプレイヤーのみなさまへのONE POINT MESSAGE※※  
塩化ビニルモノマーの追加施行は省令公布の1年後。そのとき何が起る？

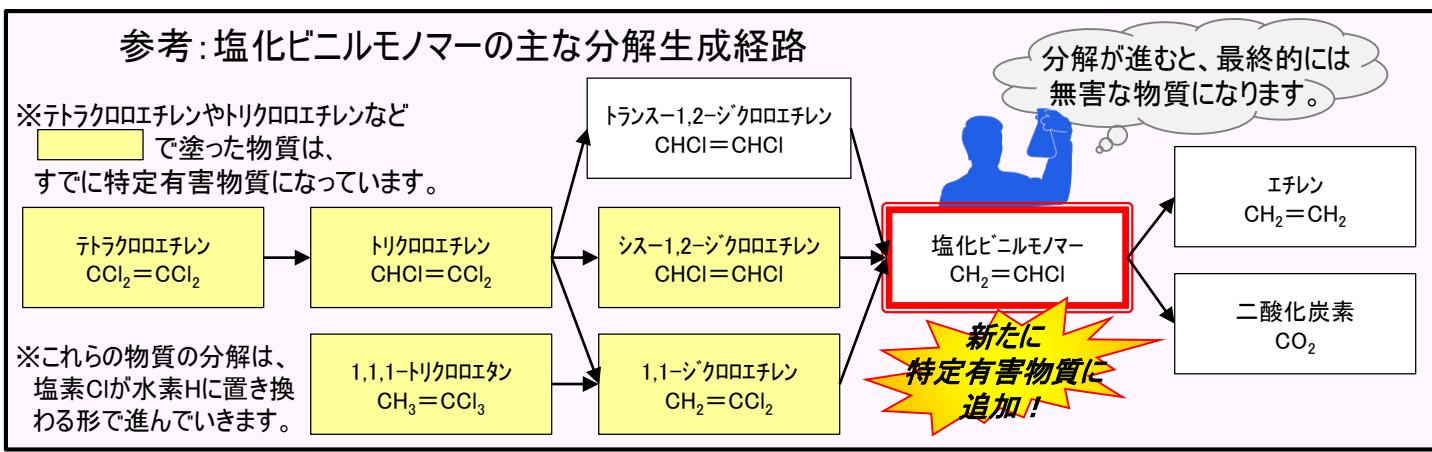
■特定有害物質への追加施行日以降に以下のようなカタチで調査義務が発生した場合は塩化ビニルモノマーを調査の対象に加える必要があります。



■追加施行時にすでに調査に着手している場合や、対策を行っているときは、塩化ビニルモノマーについて調査のやり直しをする必要はありません。



■塩化ビニルモノマーは他の揮発性有機化合物の分解によっても生成されるため、上位物質の取扱がある土地では調査義務が生じることがあります。



- ☆テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンなど既往の特定有害物質を使用していた土地では、塩化ビニルモノマーの取扱履歴がなくても、塩化ビニルモノマーも調査する必要があります。
- ★トランス-1,2-ジクロロエチレンを使用していた土地では、トランス-1,2-ジクロロエチレンは特定有害物質ではないので調査義務はありませんが、塩化ビニルモノマーで調査義務が生じます。  
(現在、環境省では、トランス～とシス～を統合して有害物質として規制をかけることも検討されています)

塩化ビニルモノマーは揮発性有機化合物。汚染対策には土壌ガス吸引やバイオによる原位置浄化が有効です。ランドソリューションでは塩化ビニルモノマーの分解に有力な工法の活用を提案中。詳しくは弊社の営業担当者まで！

【お問い合わせ】  
ランドソリューション株式会社  
営業部 東京営業課 TEL:03-5412-6710  
大阪営業課 TEL:06-6220-1377